

平成 26 年 10 月 7 日 (火)

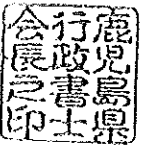
鹿児島市与次郎 2-4-35 KSC鴨池ビル202号室

電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

会員各位

鹿行発 第 134 号平成 26 年 10 月 7 日

鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



日行連より会館移転に係る職務上請求書に記載の連絡先変更の対応について (お願い)

概要は以下の通りです。

各 単 位 会 長 殿

日行連発第 719 号 平成 26 年 10 月 6 日

日本行政書士会連合会 会 長 北山 孝次
総務部長 末廣 元孝

本会の会館移転に係る職務上請求書に記載の連絡先変更の対応について (お願い)

本会の会館移転に伴い、現行様式の職務上請求書 (以下「現行様式」という。) に記載の本会の電話番号も変更となります。

所属会員に対しても、別添「訂正見本」のとおり、使用する際に会員自身が訂正・追記したうえで使用するよう周知のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、「本会ホームページ」及び「月刊日本行政」でも掲載し周知を図る予定であることを申し添えます。

記

【職務上請求書の取扱いについて】

<現行様式>

10 月 14 日 (火) 以降に使用する際は、会員自身が請求用紙に記載の旧電話番号 (03-3476-0031) を二重線で訂正し、訂正印 (職印) を押印したうえで、余白に新電話番号 (03-6435-7330) を追記して使用する。(※別紙③参照)

<単位会保管分>

訂正・追記は購入した会員自身が行うこととし、単位会としては特段の対応を要せず、現状のままで販売する。

<次年度 (平成 27 年度) 以降の様式>

新電話番号を記載して作成・頒布する。

<その他>

本会の現電話番号の回線も一回線残し、各市町村窓口担当者等から連絡が入った場合は、新電話番号をアナウンスする音声案内を行う。(2 年程度の運用を予定。)

<別紙>※持参いただく文書

- ① 「本会の会館移転に係る行政書士用職務上請求書に記載の連絡先変更の対応について (お願い) (各都道府県市区町村担当課宛 日行連発第 717 号・平成 26 年 10 月 6 日付)
- ② 「本会の会館移転に係る行政書士用職務上請求書に記載の連絡先変更の対応について (お願い) (法務局・各地方方法務局宛 日行連発第 718 号・平成 26 年 10 月 6 日付)
- ③ 「現行様式を使用する場合の訂正見本」

<参考>

- ① 「本会の会館移転に係る行政書士用職務上請求書に記載の連絡先変更の対応について (お願い) (総務省自治行政局住民制度課長 日行連発第 715 号・平成 26 年 10 月 6 日)
- ② 「本会の会館移転に係る行政書士用職務上請求書に記載の連絡先変更の対応について (お願い) (法務省民事局民事第一課宛日行連発第 716 号・平成 26 年 10 月 6 日)

以上

戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。

使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。

鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。